平成２２年（家）第２０５号
本籍岐阜県可児市土田2341番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　亀谷すゞ子
大正６年10月１日生
平成23年４月20日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所御嵩支部裁判所書記官

平成２２年（家）第１０５４号
本籍大阪府大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番地、最後の住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋１－２－47
不在者　千代福太郎
明治42年５月26日生
平成23年４月13日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第２３７８号
本籍大阪市旭区清水２丁目51番地、最後の住所大阪市旭区生江町４丁目102番地
不在者　島田　文吉
大正13年６月23日生
平成23年４月12日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第２１１号
本籍山口県下関市名池町1700番地１、最後の住所山口県下関市後田町２丁目６番11号
不在者　水口まゆみ
昭和23年７月31日生
平成23年４月８日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所下関支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２２年（家）第２３３号
本籍茨城県勝田市大字三反田3441番地、住所さいたま市見沼区大字中川329番地１山脈寮22号室
申立人（失踪者）　小松崎三郎
昭和23年５月30日生
平成23年３月９日失踪宣告取消審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第２４５５号
本籍広島県世羅郡世羅町大字井折117番地、住所兵庫県尼崎市杭瀬寺島１－５－５
申立人（失踪者）　兼丸千代子
昭和27年８月７日生
平成23年４月12日失踪宣告取消審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１３７号
愛知県西尾市吉良町小山田治ア田49番地、旧表示愛知県幡豆郡吉良町大字小山田字治ア田49番地
債務者　ヤマカ燃料店こと　加藤　新一
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新海　　聡
４　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年８月１日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
山口県柳井市柳井1915番地３
債務者　木村　正巳
１　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉岡　　誠
４　破産債権の届出期間　平成23年６月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年７月19日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第９８号
愛知県江南市高屋町旭63番地
債務者　川崎　正彦
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　健一
４　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月22日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３０号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西野田3109番地
債務者　岩月　　通
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　美穂
４　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１４１号
愛知県江南市赤童子町福住185番地　サンシティ福住Ａ103号室、登録原票上の居住地愛知県江南市高屋町大門276番地
債務者　星岡　祥一
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桐井　弘司
４　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月29日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４５２号
神戸市須磨区東町３丁目３番10号　ゴールドハイツ302
債務者　藤井　裕香
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
４　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５号
兵庫県淡路市富島1057番地
債務者　倉本佐知子
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐柳　秀樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第６３６号
東京都足立区日ノ出町27　４－701、住民票上の住所埼玉県川口市大字東本郷1347番地の７
債務者　梶原喜代治
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６３７号
埼玉県川口市差間２丁目25番３号
債務者　梶原　昭男
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
愛知県一宮市開明字郷中77番地１　エクセルＨＡＭＡＤＡ202号
債務者　水野　浩史
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福谷　朋子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月22日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２９３号
兵庫県西宮市門戸荘18番37号、前住所兵庫県西宮市甲子園一番町１番19号
債務者　小川　勝久
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長城　紀道
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係